

令和8年4月6日

保護者の皆様へ

三島町教育委員会

三島町部活動等奨励補助金のご案内

三島町では、国の方針による部活動の地域展開（地域移行）が進む中、お子様が希望するスポーツ等に継続して取り組める環境を整備し、ご家庭の費用負担を軽減するため、活動にかかる経費の一部を補助する「三島町部活動等奨励補助金」制度を令和8年度より開始いたしました。

つきましては、下記のとおり申請を受け付けますので、期限までにお手続きいただくようご案内申し上げます。

記

1 制度の概要

お子様が、部活動や地域クラブ等に参加するために要した経費について、お子様1人につき年額10,000円を上限に支給します。

2 支給対象者

次のすべての条件を満たす保護者の方が対象です。

- (1) 申請日において、お子様とともに三島町に住民登録があること。
- (2) お子様が三島町立三島中学校に在籍し、部活動等に所属していること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。

3 対象となる経費（例）

部活動等の活動に要した以下の経費が対象です。※R8.4.1以降に支払った経費が対象

- (1) 講師謝金（地域クラブ等の指導者に対する謝金等）
- (2) スポーツ安全保険料
- (3) 用具類購入費（ユニフォーム、シューズ、ラケット等）
- (4) 消耗品費（ガット、テーピング等の活動に必要な物品）
- (5) 活動負担金（保護者会費、部費、クラブチームの月謝等）
- (6) 大会等参加費（大会エントリー代、遠征等に係る負担金）
- (7) 交通費（公共交通機関の運賃等 ※自動車の燃料代、高速道路料金は除く）

※購入・支払金額の合計が10,000円に満たない場合は、その実支出額（100円未満切り捨て）を支給します。

4 申請に必要な書類

以下の書類を揃えて、教育委員会へ提出してください。

- (1) 交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第2号）
- (2) 在籍を証明する書類（様式第1号 在籍証明書、または入部届の写し等）
- (3) 支払いを証明する書類（領収書、レシート、集金袋の写し等。写し可）
※購入日、購入店名、購入品目、金額が明記されているもの。
- (4) 振込先口座が確認できる通帳等の写し

5 申請期間および支給時期

- (1) 申請期間 令和9年3月1日(月)まで
(※対象経費が上限の10,000円に達した時点で申請可能です)
- (2) 支給時期 申請内容を審査後、適当と認められた場合は速やかにご指定の口座へ振り込みます。

6 注意事項

偽りその他不正の手段により給付を受けた場合や、学校等に入学しなかった場合は、返還を求めることがあります。

【お問い合わせ・書類提出先】 三島町教育委員会 電話 0241-48-5599